



写真 115 ため池のかいほり

豊かな海創生支援協議会」の事務局を務め、「豊かな森が豊かな海を育てます」という合言葉の下、平成十九年度からコープこうべ組合員と、二十四年度からは兵庫JCC（兵庫県生活協同組合連合会）等の関係団体とともに、荒廃した森の森林整備（除伐作業）活動（「虹の仲間」で森づくり）等を行っている。

県では、瀬戸内海再生のためのモデル的な取組として、開発等により干潟など自然海浜の消失や劣化などが進んできた播磨灘西部沿岸域における自然再生事業を開始した。平成二十年度には、専門委員会を設置し、再生の考え方・進め方などの検討を行った。平成二十二年八月には、相生で協議会を設立し、生物多様性を保全再生しつつ、地域の活性化にもつながる里海づくりの取組がなされている。

第三節 広がりを見せる自然保護への取組

一 生物多様性保全の取組

自然公園、自然環境保全地域等の指定状況

本県における自然公園法に基づく自然公園の指定状況は第一編三三五頁図62のとおりである。なお、本県では、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域、自然

環境保全地域の指定はなされていない。



写真 116 林田川

本県の環境の保全と創造に関する条例には、自然環境保全法の自然環境保全地域に準ずる土地の区域で自然環境を保全することが特に必要なものを「兵庫県自然環境保全地域」と指定する、という制度が設けられている。また、市街地や集落の周辺にある樹林地、河川、湖沼、海等の水辺地などで、風致、景観、形態等を確保することが特に必要な地域については、「環境緑地保全地域」として指定することができる。植物や自生地、地質鉱物、特異な自然の現象の生じている土地で、地域の自然を象徴し、県民に親しまれ、または由緒由来があり、特に保全することが必要なものについては、「郷土記念物」として指定することができる。平成三十（二〇一八）年度末現在、「兵庫県自然環境保全地域」として指定されているのは、ゲンジボタル生息地である姫路市林田川（三三ヘクタール）など県内一六カ所、三九八・三ヘクタールである。「環境緑地保全地域」として指定されているのは、スギ・ブナ林となっている香美町の福岡八幡神社（四ヘクタール）など三六カ所、一二三・三七ヘクタールである。「郷土記念物」として指定されているのは、豊岡市・竹野水山のアスナロ群落など四六カ所である。なお、県内の植物群落のうち、学術上重要なものや保護の必要なものとして兵庫県版レッドデータブック（平成十五年版、後述）に掲載されている常緑広葉樹林は一五八群落あり、そのうちの大半は神社、寺院、仏閣の周りに残っている樹林となっている。このことから、県内の自然林の保全に、いわゆる「社寺林」が極めて大きな役割を果たしていることが分かる。

瀬戸内海環境保全特別措置法に基づいて指定される「自然環境保全地区」は、

わずか三地域（洲本市の安^{あむ}平及び厚浜、淡路市の久^く留^{るま}麻）、全長三キロメートルにすぎない。これらは、昭和五十六（一九八二）年、五十八年に指定されたもので、その後の追加指定もされていない。

生物多様性

ひょうご戦略

日本が生物多様性条約を批准したのは平成五年のことであった。条約の批准に際し、条約上義務を履行するためには既存の国内法を適切に運用すれば足りるという整理がなされ、同条約を担保する法律は制定されなかった。しかし、条約締結後、生物多様性に関する国内法制の体系化を図る必要性が指摘され、国内の四四の自然保護団体が結成した「野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク」は、平成十五年に生物多様性の保全を基本とする野生生物保護のための法律を制定することを各政党の国会議員に提案した。その後、民主党は平成十九年のマニフェストで「野生生物保護基本法」の制定を公約し、基本法制定の動きが本格化した。与野党間の協議を経て、平成二十年に、議員立法によって生物多様性基本法が制定された。同法には、施策の形成過程における市民参加、戦略的環境アセスメント、生物多様性の観点からの個別法の改正、地方自治体における多様性戦略の策定などに関する規定が盛り込まれており、日本の自然保護に関する法令を生物多様性保全の観点から束ねる「アンブレラ法」としての意義を有するものとなった。

県では、生物多様性基本法に基づき、兵庫県内の生物多様性保全及び生物の持続可能な利用に関する基本的な計画として、平成二十一年三月に、「生物多様性ひょうご戦略」を策定し、県民、NPO、事業者、行政など様々な主体が一体となった生物多様性保全・再生の取組を更に進めてゆくこととした。また、平成七年から、貴重な野生生物や地形・地質、自然景観、生態系の保全を目的として兵庫県版レッドデータブック



写真 117 ひょうご生物多様性保全プロジェクト（上郡中学校科学部によるチヌノリ（日本固有の川藻）調査）

を作成した。その後、十五年の改定から六年余りが経過し、新たな生物情報の蓄積が進んできたことから、貴重種のみでなく、地域の特徴ある生物や生態系等を含む新たなレッドデータブックの作成に平成二十一年度から着手した。また、前述の生物多様性ひょうご戦略は、平成二十六年三月と三十一年二月に改定された。本県の自然は、起伏に富んだ地形、日本海型・内陸型・瀬戸内海型という異なった気候、本州で最も低い標高（九五・四メートル）の分水嶺（丹波市氷上町の「分水れ」）を通じた生物の南北移動、という三つの特徴をもっている。瀬戸内海側の播磨地域では、日本一の数を誇るため池群が今も多数残っている。また、川西市北部の里山は、豊臣秀吉が称賛したという茶道用高級炭の産地として知られる。内陸部・中国山地の氷ノ山にはイヌワシやツキノワグマが生息し、ブナ林や湿原も見られる貴重な生態系を形成している。日本海側円

山川流域はコウノトリの里として知られ、貴重な湿地が広がっている。本県の自然環境や野生生物は、開発や農薬の使用などにより、特に近代以降、大きなダメージを被ってきたが、上記のような多彩な自然の中に、希少種を含め、なお多種多様な野生生物が生息している。本県の生物多様性の保全のために行政がなし得ることは限られており、県民、自然保護団体、事業者などによる地域ベースの活動の果たす役割が極めて重要である。本県では、県内に多数存在する生物多様性保全につながる市民団体等の活動の中からモデルとなるものを「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、公表することによ

り、県民の参画や企業との連携を促している。平成二十二年から三十年までの間に、合計八六件のプロジェクトが選定された。

外来種

対策

外来生物が我が国の生態系に与える影響を防止するために制定された特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十七年六月施行）により、外来生物は野外へ放つことが禁止され、また、飼養・栽培・保管・運搬・輸入も原則として禁止された。平成十九年十一月に閣議決定された国の「第三次生物多様性国家戦略」では、生物多様性の三つの危機の一つとして、外来生物や化学物質などを人が持ち込むことにより生態系の攪乱が進行していることが取り上げられた。一たび野外に放たれ、繁殖、定着し始めた外来種については、生態系、農業等への被害を防止するため、防除などの措置を講じる必要がある。

県においても、県民に対して特定外来生物が引き起こす問題点について啓発することなどを目的として、平成十七年三月、県立人と自然の博物館が「兵庫県の外来生物対策に向けた提案」を公表した。また、平成二十二年三月には、県内において特に影響が大きいと考えられる外来生物種一二二種を、ブラックリストとして公表した。

被害が深刻な外来種については、計画的防除の取組が行われている。外来生物種であるアライグマは、愛玩動物として飼養されていた個体が野生化し、県南東部を中心に農業被害や家屋侵入被害を引き起こすなど深刻な被害を発生させているため、県は、平成十八年六月、「兵庫県アライグマ防除指針」を作成し、市町の防除計画の策定を促した。また、市町が実施するアライグマ・ヌートリアの捕獲・処分に対する支援も実

施している（平成三十年度の捕獲頭数は、アライグマ六四一八頭、ヌートリア七六二頭）。

特に、地域固有の生態系が残っており、動植物の種の多様性が高く、貴重種も確認される地域では、外来生物対策を急ぐ必要がある。そこで、そのような地域を防除優先実施地域として選定し、環境保全団体や市町、漁業協同組合、関係機関等と協力して、対象となる特定外来生物を防除している。例えば、小野市の低地ため池群では、農閑期の池干しによる外来魚やヌートリアの駆除が行われている。

また、本県の瀬戸内海側には、神戸港など、国際貨物の取扱拠点がある。グローバル化の進展、国際貨物の増加に伴い、外来生物は、コンテナや国際貨物とともに移動する。平成二十九年には、海外からの輸入貨物コンテナ等を介して、強毒を持つヒアリが侵入したことが尼崎市内で初めて確認された。ヒアリはその後、一四都府県で四三事例が発見されたが、いづれも駆除された。また、海の外来生物は船舶のバラスト水（船舶が空荷になった時の安全確保のため、重しとして取水する水）を介して、国際的に移動する。平成十六年二月には国際海事機関（IMO）において、未処理のバラスト水の排出を規制する船舶バラスト水規制管理条約が採択され、二十九年九月に発効した。同月、我が国では、この条約を担保するため海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の改正法が施行された。

ヒアリ 毒あり ひやり

環境省は13日、強い毒を持つ外来種のアリ、「ヒアリ」を国内で初確認したと発表した。中国から船で運ばれたコンテナ内にいるのを兵庫県尼崎市で見つけ、消毒して死滅させた。環境省は「現時点ではヒアリが定着し繁殖している可能性は低い」としているが、念のため、周辺に侵入してい

ないか緊急調査を始めた。ヒアリは赤茶色で体長2.5～6㎜。人が刺されるとやけどのような激痛が走る。毒針で何度も刺すほど攻撃性が高く、アナフィラキシーショックによる死亡例もあるという。発表によると、中国・広州市の港から出航した貨物船で運ばれたコンテナが、

5月20日に神戸市の神戸港に陸揚げされて25日まで保管、26日に尼崎市で積み荷を取り出す際に、内部でヒアリの集団を見つけたという。6月1日に神戸市にコンテナを移動させて消毒。環境省は「周辺に侵入した可能性を完全には否定できない」として、捕獲可能なものを設置し、緊急調査をしているが、今のところ見つかっていない。ヒアリは南米原産だが、一度定着すると根絶は難しく、日本は2005年に特定外来生物に指定し、輸入や飼育を原則禁じるなど侵入を警戒してきた。（戸田政考）

ヒアリ 環境省提供

写真118 ヒアリの国内初確認を報じる新聞（朝日新聞 平成29（2017）年6月14日）

兵庫 貨物船 コンテナに

二 里山の再生

里山林の整備

平成二十四年に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012―2020」において、生物多様性の「第二の危機」と呼ばれているのが、少子高齢化、過疎化、農林業の衰退等によって、人間活動によって維持されていた里地・里山の環境が失われ、そのような環境に依存する種の生息環境が失われるという事態である。本県では、平成六年度から、野生動植物の保存・保全、レクリエーションの利用、景観保護等を目的として里山林の整備を進めてきたが、十八年度からは、地域住民などによる自発的な森づくり活動を支援する「里山ふれあい森づくり（住民参画型）」の取組が行われてきた。平成二十四年度からは、地域住民等が自ら実施する集落周辺の里山林の森林整備活動を支援する「住民参画型里山林再生事業」を推進し、六年度から実施してきた整備面積は三十年代までに二六・九七四ヘクタールとなった。



写真119 ベッコウトンボ

ため池や草原の再生

里地・里山などの自然環境の危機に対処するための、地域住民やNPOなどによる生態系保全・自然再生活動が県内各地で実施されている。次の県内の二つのモデル地域においては、地域住民、専門家等で策定した保全・再生活動実施計画（平成十七年度）に基づき、県民の参画と協働により、生態系保全・再生活動が行われている。加西市・小野市周辺の播磨ため池群には、種の保存法で国内希少野生動物種に指定されているベッコウトンボをはじめ多様な動植物が生息・生育している。同地域では、地域住民や専門家らによって設立された「播磨ため池自然再生クラブ」



写真 120 上山高原ふるさと館 (新温泉町提供)

を中心にハスの刈取り、池干し等の保全・再生活動が実施されている。

水ノ山周辺には、湿原やススキ草原等が広がっており、希少種も含め多様な動植物が生息・生育しているが、乾燥化や灌木の侵入などの問題が生じている。この地域では、地域住民やNPO等と行政との協働により保全・再生活動が実施され、啓発のためのササ刈りや自然観察会も開催されている。平成十八年十二月には、水ノ山周辺地域における自然再生活動の協議・調整の場としての役割を担う「水ノ山周辺地域保全・再生活動協議会」が設立された。

いて、豊かな自然環境の保全や自然と共生した地域の暮らしを学び実践する「自然環境保全・利用のモデル拠点」づくりを進めるため、平成十六年に地元の自然愛好家らが組織したNPO法人上山高原エコミュージアムが中心となり、ススキ草原やブナ林の復元等の自然保全活動が実施されている。平成十八年四月には、国や県の支援を受け、新温泉町により「上山高原ふるさと館」が開設された。

コウノトリ コウノトリは、本県の県鳥であり（昭和四十年に指定）、古来から人里近くに生息した身近な鳥の野生復帰であった。かつては、水田や河川の浅瀬、湿地などで採餌し、斜面林や社寺に生育するマツ

などの大木に営巣していた。しかし、明治以降の狩猟による乱獲、開発による生息環境の悪化、農薬や化学肥料の使用に伴う餌生物の減少などにより、個体数が激減した。昭和三十一年に特別天然記念物に指定され

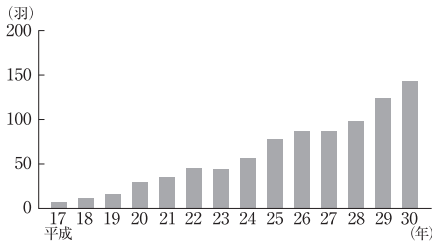


図 59 野外科ノトリ数の推移
 (『兵庫県立コウノトリの郷公園要覧』より作成)

たが、全国で個体数は減り続け、昭和四十六年に我が国において野生のコウノトリは絶滅した。日本での繁殖の取組は失敗におわり、昭和六十年にソビエト連邦から、野生のコウノトリの幼鳥を六羽譲り受けた。四年目の平成元年にヒナが産まれ、その後も繁殖の取組が続けられてきた。野生復帰を見据え、平成三年から、飼育施設周辺の農業者らが減農薬・無農薬農業の取組を開始した。そして、翌年、本県にコウノトリ将来構想調査委員会が設置され、野生復帰計画がスタートした。平成十一年四月には、コウノトリの野生復帰を目指す施設として、兵庫県立コウノトリの郷公園が開園した。平成十四年には、祥雲寺地区で「コウノトリの郷営農組合」が設立され、環境にやさしい農業の実践が開始されるなど、周辺地域の環境整備の取組がなされ、平成十七年九月に野生復帰に向けた試験放鳥を行った。平成十九年七月には、放鳥したコウノトリがつか

がいになり、豊岡市百合地集塔で、初めての野外繁殖に成功した。豊岡市での試験放鳥以降、養父市、朝来市、福井県越前市、千葉県野田市で飼育コウノトリの放鳥がなされている。平成三十年度には、豊岡盆地周辺地以外では、徳島県鳴門市、島根県雲南市、京都府京丹後市に新たな繁殖地が誕生し、その後もコウノトリの繁殖地は全国に広がっている。平成二十九年六月には野外のコウノトリの個体数が一〇〇羽を超え、平成三十一年三月末時点で二四〇羽(行方不明個体を除く)、飼育個体数は九四羽となった。

放鳥されたコウノトリが野外で生存し、繁殖するためには、低農薬・無農薬農業の実践、ビオトープ水田や、魚道の整備など、コウノトリの餌となる生き



写真 121 円山川下流域・周辺水田(豊岡市提供)

ものの生息環境の保全が必要である。豊岡市などでは、人と自然が共生する地域づくりの活動が進んでおり、「コウノトリを育む農法」などの環境創造型農業の取組がなされている。また、アカマツの植樹や保全(豊岡市出石町大谷区)、休耕田を活用した湿地づくり(豊岡市田結区)など、地元住民によるコウノトリの生息地保全活動も行われており、保全活動の取組が広がっている。

円山川流域のラム
サール条約への登録

コウノトリ野生復帰の取組が進められていたハチゴ
ロウの戸島湿地など、円山川下流域・周辺水田の湿

サール条約(正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」)は、国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物を保全し、湿地の生態系を維持しつつそこから得られる恵みを持続的に活用することを目的とする条約であり、各締約国に対しその領域内にある国際的に重要な湿地を一カ所以上指定することを求めている(我が国の登録湿地数は、五〇カ所)。円山川下流域・周辺水田は、平成二十四年七月、ラムサール条約湿地として登録された。県内では唯一の登録湿地である。



写真 122 森林動物研究センター

三 縮退社会における野生生物の保護・管理

人と野生動物
との棲み分け

県内の野生鳥獣は、変化に富む自然環境により、生息する種類は豊富で鳥類三六七種、獣類三九種が記録されている（平成三十年度版環境白書）。獣類のうち、イノシシ、シカ、サル、ツキノワグマなどは、特に中山間地の人口減、農業の衰退等を背景として、里山まで生活圏を広げ、集落や市街地に出没し、農業被害をもたらしている。

野生動物により大きな農作物被害が発生している地域では、人と野生動物との棲み分けが課題である。そこで、本県では、平成十八年から、人家等に隣接した森林の裾野に人と野生動物が棲み分けできる緩衝帯（バッファゾーン）を設けるとともに、奥地の森林では広葉樹林を育成して野生生物の生息環境の整備を図る組である「野生動物共生林整備」事業を行ってきた（平成三十年度末時点で、野生動物共生林整備面積が三七三七ヘクタール、うちバッファゾーン整備面積が二一三九ヘクタール）。

さらに、人と野生動物とのあつれきの解消、農林業等への被害の軽減を図るための施策として、県は、野生動物の個体数管理、被害対策、生息地管理を科学的・計画的に行う野生動物対策に取り組んだ。とりわけ、生息数の増加、生息地の拡大により、深刻な農林業被害や生活環境被害等を及ぼしているシカ・イノシシ・ニホンザル、生息頭数が少ないツキノワグマについては、森林動物研究センター（平成十九年四月に丹波市に設置）の研究成果を生かし、これらの野生動物ごとの管



写真 123 文鹿祭

理計画を策定した。これらの獣類については、市町と連携して、捕獲等による適正な個体数管理や獣害防護柵等の設置による被害対策、広葉樹林の育成などの生息地管理を総合的・計画的に進めた。

本県に生息するツキノワグマについては、生息数が少なく絶滅が危惧される地域個体群に属しているため、猟友会は平成四年度から狩猟によるクマの捕獲を自粛した。平成八年度からは県の告示により、県内の狩猟によるクマの捕獲が禁止された。平成十五年からは、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき地域個体群の健全な維持と被害防止の両立を図るため、出没や被害の状況に応じて防御や追い払い、学習放獣など非捕殺対応を含む選択的な出没対応を行ってきた。平成二十九年には、生息数が絶滅の危機を解消するまでに増加したと判断され、保護政策から管理政策へと転換した。「ツキノワグマ管理計画」に基づき、

人とクマとの棲み分けを図るためのゾーニング（捕獲をしない森林ゾーン、人身被害のおそれがある場合に有害捕獲を実施できる「集落周辺ゾーン」、人の生活圏である「集落ゾーン」の線引き）を行い、有害捕獲の強化、不要果樹等の誘引物の除去などの取組を行った。

シカについては、地域ぐるみでの捕獲対策等を強化した結果、生息数は減少傾向にある（平成二十一年～二十五年では約一三万頭、平成二十九年には約八万頭であったと推定（三十年度推定）。しかし、平成二十二年度以降減少していた農林業被害額は、平成三十年度に増加した。シカ対策としては、個体数管理（捕獲の強化）、防護柵の設置支援などによる被害対策の取組が



写真 124 カワウ

は、カワウ問題に広域的に取り組むことを決め、平成二十五年三月、「関西地域カワウ広域保護管理計画」を策定し、生息・被害調査、防除事例の研究、追払い等の被害対策の検証に取り組んだ。本県独自の対策としては、コロニー（集団営巢地）における擬卵置換等による繁殖抑制と事業効果の検証を行った。平成二十九年三月には、新たに「関西地域カワウ広域管理計画」が策定され、生息・被害調査を継続し、捕獲方法の開発に取り組むこととされた。

なされている。捕獲を促進するための方策として、シカ肉の需要拡大を図ることが求められており、県では、シカ肉処理加工施設等の整備や施設への搬入経費を補助している。また、シカ肉等の利用促進のため、毎月の六（ロク＝鹿）日、第四火（シカ）曜日、十六（シシ＝四×四）日を「ひょうごジビエの日」として、ジビエの活用を呼びかけている。二月の第四火曜日には、「文鹿祭 Bunkasai」を神戸市の生田神社で開催し、シカ肉の需要拡大をPRしている。

カワウの広域的管理 カワウは、一九七〇年代には絶滅が危惧されていたが、一九八〇年代以降、河川の水質改善等により個体数が増加に転じ、放流したアユの稚魚等を食害するなどの漁業被害が発生する

ようになり、個体数管理を含めた対策が求められるようになった。カワウは広域に移動するため、府県単位を超えた広域的な管理の仕組みが必要であった。本県を含む二府六県四政令市から構成される関西広域連合

四 ひょうごの自然の魅力の再発見

山陰海岸ジオパーク登録 山陰海岸のうち、京都府京丹後市、本県の豊岡市・香美町・新温泉町、鳥取県岩美町・鳥取市の東西約一二〇キロメートルの沿岸エリアでは、日本海形成から現在に至る様々な地質を

観察することができ、海水準（平均的な海面の高さ）や地殻の変動によって形成されたリアス海岸や砂丘をはじめとする多彩な海岸地形など、独特の景観を有している。

このエリアは、平成二十二年十月に、「世界ジオパークネットワーク」への加盟が認定された。ジオパークとは、科学的に見て特別に重要で貴重な、あるいは美しい地質遺産を含む自然公園であり、国際的な地質学的重要性を有するサイトや景観が、ユネスコの支援の下で設立された「世界ジオパークネットワーク」に

よって「世界ジオパーク」として認定される。保全のみならず教育・研究・持続可能な発展を包括した管理を行うことがジオパークの基本理念とされている。山陰海岸ジオパークのエリアでは、地すべり地帯や海岸段丘を利用して作られた棚田（香美町和佐父、貫田等）、断層沿いの温泉（城崎温泉、湯村温泉）など、特有の地形・地質と結びついた形で人々の生活が営まれてきた。地形・地質が生みだした地域資源を保全しつつ、それを教育、研究、ツーリズムに生かす取組が行われている。

六甲山の 六甲山の一部は、昭和三十一年五月に国立公園区域に編入され、
活性化 山上のレクリエーション施設の利用、ハイキングなど、都市に

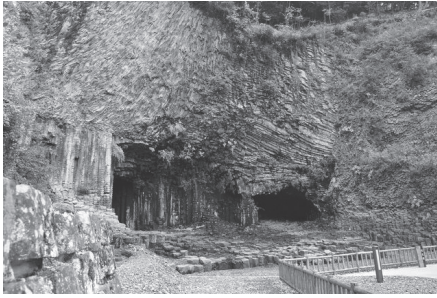


写真 125 山陰海岸ジオパーク（玄武洞公園）



写真 126 六甲山ビジターセンター

隣接した国立公園として多くの市民に利用されてきた。山上には別荘や企業の保養所も建設され、定住人口も増加した。しかし娯楽の多様化、市民の嗜好の変化を背景に、市民の「六甲離れ」が指摘され、また、平成七年の阪神・淡路大震災により、ケーブルカーやロープウェイなどが長期運休したことがきっかけとなり利用者が減少した。平成二十八年五月には、県・市・有識者・地域団体・民間事業者等が「六甲山土地利用プロジェクトチーム」を立ち上げ、六甲山上の保養所等の活用モデル事業の検討などを進めた。また、近畿地方環境事務所は、六甲山のにぎわいを取り戻すため、平成二十九年度に、「国立公園六甲山魅力向上プロジェクト推進委員会」を発足させ（国と県が共同事務局）、六甲山トレイルの整備や、展望地の眺望を回復させる事業を進めた。平成二十九年度には、神戸市が、六甲山の魅力ある自然を活用し、自然保護との最

適なバランスを保ちながら活性化を図ることを目的として、六甲山の魅力やブランド力の向上、民間資本による六甲山活性化を実現するための方策について協議するため、国・県・市及び学識者等で構成する「六甲山再生委員会」を設置した。同委員会は、後に、六甲山の目指すべき方向性を示した「六甲山グランドデザイン」を策定した。六甲山のにぎわいを取り戻すために規制の見直しもなされ、神戸市は、市街化調整区域である六甲山における観光施設の新設や、都市型産業（IT、デザイン、映像分野等）のための施設への建て替えを認め、風致地区内における建設等の規制に関する条例に基づく高さ規制や緑地率を緩和した。環境省は、六甲山・摩耶山エリアにおいて企業保

養所やアトリエ等の立地を推進する集団施設地区を設定した。

また、昭和五十年に開設された六甲山自然保護センターが、平成三十年四月に「六甲山ビジターセンター」としてリニューアルされた。同施設は、瀬戸内海国立公園六甲山地区の県立ビジターセンターとして、六甲山の自然や文化を写真パネルや野生動物の剥製展示、「六甲山自然体験シアター」などにより紹介するほか、研修や休憩の場としても活用されている。